

2020 年度税制改正要望

2019 年 9 月

日 本 製 紙 連 合 会
会 長 矢 嶋 進

〒104-8139

東京都中央区銀座 3-9-11
電話 03 (3248) 4801

はじめに

わが国に多くの森林を保有する製紙産業は、循環型産業として、責任を持って貴重な森林資源の保全に努め、二酸化炭素の吸収固定、水資源確保に貢献するとともに、紙をリサイクルすることで資源リサイクルシステムの一環を担ってまいりました。また建築などでは有効活用されにくい端材や林地残材を製紙原料や燃料として活用し、「森のリサイクル」にも貢献しており、その一環として、バイオマス発電など再生可能エネルギーの拡大に積極的に取り組んでいます。循環型の社会を目指すわが国において、製紙産業の果たす役割の重要性を強く認識しております。

一方、わが国の製紙産業は、極めて厳しい状況にあり、国内の紙・板紙需要は新聞・印刷用紙等を中心に減少が続いており、本年も年初予測では前年比 1.3%減と 9 年連続の減少が見込まれております。このため、印刷用紙等の設備停止など生産体制の再構築を余儀なくされる状況となっており、売上高経常利益率は製造業平均の半分程度と依然低い水準が続いております。

このような厳しい状況の中、会員各社はより一層のコスト削減に努める一方、海外及び新規分野など、成長市場の需要を取り込む努力を加速させております。

つきましては、2020 年度税制改正にあたり、製紙業界をより活力ある産業とするため税制面で支援していただきたく、下記の要望事項について特段の配慮を賜りますようお願い申し上げます。

2020 年度税制改正要望項目

1. 重点要望項目

- (1) 地方税の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 頁
- (2) 実質的な法人課税の負担軽減・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 頁
- (3) 欠損金の扱いの見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 頁
- (4) 受取配当益金不算入の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・4 頁
- (5) 償却資産に対する固定資産税の見直し・・・・・・・・・・・・4 頁
- (6) 地球温暖化対策税の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4 頁
- (7) 印紙税の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5 頁
- (8) 国際課税制度の適正化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5 頁
- (9) 連結納税制度の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5 頁

2. 要望項目

- (1) 研究開発促進税制の維持・拡充・・・・・・・・・・・・・・・・・・6 頁
- (2) 構造転換の円滑化に資する設備投資減税の創設・・・・・・・・6 頁
- (3) 外国税額控除制度の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7 頁
- (4) 税法と企業会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7 頁
- (5) インボイス制度における消費税額に係る従来からの端数処理方法の維持
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7 頁
- (6) その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7 頁
 - ①国際的な取引に関する税務手続の簡素化・合理化
 - ②減価償却制度における定率法の維持
 - ③特定資産の買換特例制度（長期所有の土地、建物等）の見直し
 - ④企業年金に関する特別法人税の廃止
 - ⑤完全支配関係のある会社への配当金に対する源泉徴収の廃止
 - ⑥電子帳簿保存法 スキャナ保存制度の更なる要件緩和
 - ⑦環境対策設備の固定資産税特例制度の延長

1. 重点要望項目

(1) 地方税の見直し

地方法人課税は、地域間の偏在性が大きく、税収も不安定である。従って、法人事業税、法人住民税の所得に対する課税部分は国税の法人税に統合するとともに、少なくとも現行制度下においては、地方税も連結納税の対象に含め、地方税の申告納付先の一元化を可能とし、交付税等により適切に配分すべきである。

また、法人事業税に関して、付加価値割の計算方法を見直し、申告書類の整理・合理化も図るとともに、電力業を主たる事業としない法人に対しては、収入金課税を廃止し、一般事業と同様な扱いとすべきである。

これにより、地方法人課税の偏在是正、税制の簡素化による企業の事務負担軽減を図るべきである。

- ①法人事業税、法人住民税等地方税を、連結納税の対象に含める
- ②地方法人所得課税の国税化
- ③地方税の申告納付先の一元化
- ④法人事業税付加価値割の計算方法見直し及び申告書類の整理・合理化
- ⑤法人事業税における収入金課税の廃止

(2) 実質的な法人課税の負担軽減

日本の法人実効税率は、2018年度以降 29.74%と産業界が要望した 20%台まで引き下げられた。しかしながら一方で、課税ベースも拡大された結果、当業界においては、多くの企業で税負担が増加している。

従って今後は企業の法人課税負担が実質的に軽減するよう法人税改革を進め、法人実効税率を EU 諸国、アジア諸国の 25%程度まで引き下げるべきである。

国際競争力上、イコールフットイングを達成するために、法人実効税率を 25%程度まで引き下げるべきである。その際、外形標準課税の税率引き上げ等課税ベースの拡大を行うことなく、実質的に企業の法人課税負担が軽減するよう、法人税改革を進めていくべきである。

(3) 欠損金の扱いの見直し

繰越控除期間は現行 10 年となっているが、繰越期間を無期限とするとともに、損金算入可能額の当期所得 50%制限を緩和すべきである。

また、大企業の繰戻還付凍結措置解除とともに、繰戻還付（1 年間）の期間の延長を要望する。

わが国の欠損金制度は欧米諸国に比べ繰越控除期間が短く、企業の国際競争力の維持・強化を図る観点からも不利である。また企業にとって課税上の期間損益の通算は、中長期的に将来を見据えた経営を行う上で、非常に重要である。

(4) 受取配当益金不算入の見直し

株式保有割合に従い、それぞれ 50%、20%となっている益金不算入割合を、全額益金不算入とするとともに、受取配当に係る負債利子控除については特定利子制度を復活し、特定利子は負債利子に含めないようにすべきである。

配当金は、法人段階で既に課税されている利益から支払われており、本来、二重課税排除の観点から全額益金不算入とすべきである。

(注) 特定利子：①社債の利子（社債発行差金を含む）

②金融機関及び国等からの借入金でその返済期間が 3 年以上のものにかかる利子

③商品の販売等の対価として受け取った手形の割引料

(5) 償却資産に対する固定資産税の見直し

償却資産に対する固定資産税の課税制度を見直すべきである。

まず、固定資産税の償却計算方法は、残存価額 5%を法人税法に合わせ撤廃すべきである。また、新規に取得した償却資産については軽減税率を用いるべきである。将来的には償却資産に対する固定資産税制度を廃止していただきたい。

2007 年度税制改正において、減価償却方法は、法人税では残存価額が撤廃されたが、固定資産税では見直されなかったため、法人税とは異なった処理が必要となり、企業の事務負担が増大している。

また償却資産に対する固定資産税課税は、国際的に稀であり、対象が一部の設備型産業に偏るため、課税の公平性で問題がある。また本税制は企業収益を考慮しないため、特に赤字決算企業は大きな負担を強いられる。さらに投資額に応じて課税されるため、企業の国内への投資意欲を削ぎ、政府の進めている成長戦略とも逆行する。

(6) 地球温暖化対策税の見直し

国内外の市場において、熾烈な国際競争を行っている紙パルプ製品について、国内の生産事業者だけに賦課される地球温暖化対策税は、国内の生産事業者の国際競争力を著しく損なうので廃止すべきである。さらに企業に対し新たな大きな負担となる炭素税等の導入には、強く反対する。

地球温暖化対策税は、国際競争力を低下させることにより、過去大幅に省エネを実現しているわが国の生産品を減少させ、エネルギー効率の悪い海外生産品が増えることで、地球規模ではかえって CO₂ 排出量を増加させるおそれがある。また地球温暖化対策税は、必ずしもエネルギー需要抑制につながるとは限らず、CO₂ 排出削減が確実に保証されるものではない。再生可能エネルギー固定価格買取制度による負担もあり、地球温暖化対策税の上乗せ負担は、企業の経営体力を著しく阻害する。さらに企業に対し新たな大きな負担となる炭素税等の導入には、強く反対する。

(7) 印紙税の廃止

印紙税を廃止すべきである。

同一内容の文書に対し紙の書類には課税され、インターネット上の電子商取引には課税されないのは課税の公平性の観点から問題である。経済取引のペーパーレス化が著しく進展する中、紙を媒体とした文書のみで課税する印紙税は合理性が失われている。

(8) 国際課税制度の適正化

企業の税務リスクを少なくし、グローバル活動を円滑にするために、国際課税制度の適正化を進めるべきである。新たな需要開拓のため新興国市場等海外への進出が求められている当業界にとって、国際課税制度の重要性は一段と高まり、税務リスクは無視できない状況となっている。

①『税源浸食と利益移転(BEPS)』に関する国内法制化における企業活動への配慮
新たな国際課税ルール『BEPS（税源浸食と利益移転）行動計画』における国内法制化に関しては、事業者の事務負担等を十分考慮しつつ、過剰な規定の導入につながらないように、慎重な対応がなされるべきである。

②相互協議後の更正

租税条約締結国との移転価格課税の場合は、相互協議後でなければ更正できない制度とすること。

(9) 連結納税制度の見直し

連結納税制度には、当該制度への移行を妨げる企業実態に即していない種々の問題点が存在するため、以下の点について見直すことを要望する。

①個別申告方式への変更に伴う企業への配慮

連結納税制度に関しては、現在見直し議論が進展しているが、修正・更正による他の連結法人への影響を遮断する等の見直しに伴い、研究開発税制、外国税額控除等のグループ調整計算がなくなり税額控除額が小さくなる等、企業にとって不利益となることがないように、ご配慮していただきたい。

②法人事業税、法人住民税等地方税を、連結納税の対象に含める

③資産の時価評価規定の見直し

連結納税開始・加入時に、連結子法人の特定資産を時価評価することが求められるが、含み益課税によるデメリットが大きいことから見直すべきである。

④連結納税グループ対象範囲の要件緩和

連結納税制度の対象は、小規模子会社も含めた膨大な会社数となり、大きな事務コスト負担が生じるので、売上高、課税所得等、一定の規模以下の事業者は対象外とすべき。

⑤特定連結欠損金となる要件の緩和と使用制限撤廃

特定連結子法人が保有する連結納税開始・加入前の欠損金(特定連結欠損金)の控除は、その欠損金を有する個社の所得金額を限度としているが、当該制限を撤廃し、連結納税開始・加入時に持込可能な欠損金は、全て連結所得から控除可能とすべき。

また、特定連結子法人の要件「親会社が長期保有(5年前から保有)」の期間を緩和すべき。

2. 要 望 項 目

(1) 研究開発促進税制の維持・拡充

研究開発促進税制の維持・拡充を要望する。特に総額型は維持すべきであり、また税額控除限度超過額繰越制度を復活すべきである。

成長戦略を実現するためには、企業の研究開発投資を促進させ、持続的な企業収益の拡大につなげていくことが大切である。研究開発促進税制は企業の研究開発投資を促す効果的な特例制度であり、本制度の維持・拡充は、成長戦略の実現に不可欠である。特に総額型が縮減された場合は、研究開発の規模の縮小をもたらすことが懸念されるため、維持すべきである。また税額控除限度超過額繰越制度を復活し、赤字決算の場合でも本制度を活用できるようにすべきである。

(2) 構造転換の円滑化に資する設備投資減税の創設

CNF(セルロースナノファイバー)等、事業多角化による構造転換の円滑化に資する設備投資については、国の認定を受けるなど一定の要件のもと、減価償却期間の短縮(国税)、固定資産税の減免(地方税)など、国と地方一体となった期限の定めのない税制上の優遇措置を要望する。

紙製品の国内需要は、IT産業の伸長等、構造的要因により頭打ち状況にあり、当業界において、新たな事業分野に進出する重要性が増し加わっている。

近年、植物由来のバイオマス新素材であるCNF(セルロースナノファイバー)に対する研究開発投資が相次いでいるが、今後、事業化段階を迎えるにあたり、多額の設備投資が必要となる。

設備投資は、計画から実施に移すまで長期間を要するため、税制利用をより容易にするためにも、恒久措置が望ましい。

(3) 外国税額控除制度の見直し

外国税額控除制度は内容的に不十分であるので、見直すべきである。

①外国税額控除	繰越期間	現行3年の年数拡充
②外国子会社配当益金不算入制度	益金不算入割合	95%から100%へ拡充

国際的な二重課税を排除する制度として、わが国企業の海外事業展開を支える重要な役割を果たしているが、わが国の税額控除限度超過額及び控除余裕額の繰越期間は3年と、税額を控除しきれないケースがある。

(4) 税法と企業会計

国際会計基準を踏まえた会計制度の変更により、企業会計と税法の乖離が拡大し、課税所得計算において実務上の負担が増大しないよう、以下の措置を要望する。

- ①法人税法、地方税法、会社法、金融商品取引法において異なった処理が必要となり事務負担が増大しているので、これら法律間の会計処理統一化を要望。
- ②減価償却制度における損金経理要件を撤廃すべき。

(5) インボイス制度における消費税額に係る従来からの端数処理方法の維持

消費税のインボイス制度では、消費税額に係る端数処理について「一請求書当たり税率ごとに1回」とする規定が設けられている。インボイス制度導入後も従来の処理（個々の製商品ごとの端数処理）を認めていただくよう要望する。

2023年10月から導入される消費税のインボイス制度では、消費税額に係る端数処理について「一請求書当たり税率ごとに1回」とする規定が設けられている。1989年の消費税の導入以降、個々の製商品ごとに端数処理を行う仕組みで業務システム・会計システムを構築している企業は多く存在しており、これを請求書ごとに計算する仕組みに改修する場合、その影響範囲は広く、改修に係るコストは膨大なものにならざるを得ない。

(6) その他

①国際的な取引に関する税務手続の簡素化・合理化

租税条約に基づき、利子、配当、工業所有権等に係る所得税の軽減又は免除を受けようとする場合に提出する届出書に関して、国内税法よりも租税条約を優先して適用することが既に規定されており、事務手続の簡素・合理化、事務負担軽減のために、届出書の提出は不要とすべきである。

②減価償却制度における定率法の維持

減価償却制度は、現在定率法・定額法の選択適用になっているが、定額法に一本化することなく、定率法を維持すべきである。

定率法の廃止は、新規設備投資を抑制する恐れがある。

③特定資産の買換特例制度（長期所有の土地、建物等）の見直し

本制度を時限措置ではなく恒久化すべきであり、少なくとも適用期限（2020年3月31日）を延長すべきである。また、先行取得期間を1年から3年に緩和すべきである。

④企業年金に関する特別法人税の廃止

企業年金に関する特別法人税は、企業年金積立金に課税する制度で、掛金の拠出時・運用時非課税、受給時課税の原則に反するものとなっている。本税制は2020年3月末まで課税が凍結されているものの、元来課税の原則に反しており、制度そのものを廃止すべきである。

⑤完全支配関係のある会社への配当金に対する源泉徴収の廃止

完全支配関係のある会社への配当は、全額益金不算入となるにもかかわらず、一旦源泉徴収され、その後返却されるという手間のかかる制度となっている。納税者への金利負担軽減、及び事務負担軽減のため、源泉徴収は不要とすべきである。

⑥電子帳簿保存法 スキャナ保存制度の更なる要件緩和

電子帳簿保存法は、その創設以降、要件が緩和されてきたものの、いまだ現行制度では電子帳簿保存導入後の事務負担が重く、紙文書の削減以外のメリットが期待できない。このため、働き方改革につながるよう、適正事務処理要件について更なる要件緩和を行うべきである。

(i) 相互けん制要件について、事務処理者の増加など非効率であるので、緩和すべきである。

(ii) 定期検査要件に関して、検査終了まで国税関係書類の原本を廃棄できないため、緩和すべきである。

⑦環境対策設備の固定資産税特例制度の延長

環境対策設備（汚水廃液処理設備）の固定資産税課税標準の特例制度（適用期限:2020年3月31日）の延長を要望する。